

〇いわき市水道水源保護条例

平成4年3月30日いわき市条例第3号

改正

平成9年3月31日いわき市条例第1号

平成12年8月25日いわき市条例第90号

平成13年11月29日いわき市条例第54号

いわき市水道水源保護条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 水道水源 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺の地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。

(2) 水道水源保護地域 本市の水道水源及びその上流地域において水質を保全することが必要な区域をいう。

(3) 対象事業場 次に掲げる事業場をいう。

ア ゴルフ場(規則で定めるものを除く。)

イ 廃棄物最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。)

(4) 排水水 対象事業場から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に排出される水をいう。

(水道水源保護地域の指定等)

第3条 市長は、水道水源保護地域を指定することができる。この場合においては、あらかじめ、いわき市水道水源保護審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、水道水源保護地域の指定をする場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 水道水源保護地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

4 前3項の規定は、水道水源保護地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(排水基準の設定等)

第4条 市長は、水道水源保護地域における排水水の汚染状態について排水基準を規則で定めるものとする。この場合においては、あらかじめ、いわき市水道水源保護審議会の意見を聴かななければならない。

2 対象事業場のうちゴルフ場の排水基準は、農薬(農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。)による汚染状態に関し、排水水に含まれる当該農薬の量についてその種類ごとに定める許容限度とする。

3 対象事業場のうち廃棄物最終処分場の排水基準は、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質による汚染状態にあつては排水水に含まれる当該物質の量についてその種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつてはその汚染状態を示す項目ごとに定める許容限度とする。

4 第1項の規定は、排水基準の変更について準用する。

(対象事業場の設置等の届出)

第5条 水道水源保護地域において対象事業場の設置又はその構造等の変更(規則で定める変更をいう。以下同じ。)をしようとする者(規則で定める者を除く。)は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出をしない者があるときは、その者に対し、期限を定めて当該届出をするよう命ずるものとする。

(計画変更命令)

第6条 市長は、前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る排水水の汚染状態が対象事業場の排水口(排水水を排出する場所をいう。以下同じ。)において第4条第1項の排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、規則で定めるところにより、その届出に係る計画の変更を命ずることができる。

(対象事業場の使用廃止等の届出)

第7条 第5条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る対象事業場の使用を廃止したとき又はその届出に係る事項で規則で定めるものに変更があつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(排水基準の遵守)

第8条 水道水源保護地域において対象事業場の設置又はその構造等の変更をした者(規則で定める者を除く。以下「対象事業者」という。)は、第4条第1項の排水基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第9条 市長は、対象事業者が、その汚染状態が対象事業場の排水口において第4条第1項の排水基準に適合しない排出水を排出したとき又は排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、規則で定めるところにより、期限を定めて当該対象事業場につき必要な改善を命ずることができる。

(排出水の汚染状態の測定等)

第10条 対象事業者は、規則で定めるところにより、排出水(対象事業場のうち廃棄物最終処分場で規則で定めるものにあつては、排出水及び地下水)の汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しておかなければならない。

2 対象事業者(ゴルフ場の設置又はその構造等の変更をした者に限る。)は、対象事業場における農薬の使用量を可能な限り削減するよう努めるとともに、規則で定めるところにより、農薬の年間使用計画を策定し、その使用状況を記録し、保存しておかなければならない。

3 対象事業者は、公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、対象事業場の排水口の位置その他排出水の排出の方法を適切にしなければならない。

(承継)

第11条 第5条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る対象事業場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該対象事業場に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第5条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出に係る対象事業場を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該対象事業場を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定によりその地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、対象事業者(対象事業場の設置又はその構造等の変更に着手している者を含む。)に対し、排出水の汚染状態その他の必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の対象事業場に立ち入り、施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導等)

第13条 市長は、水道水源保護地域において排出水を排出する者に対し、水道水源の水質を保全するために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。この場合において、市長は、その者に対し、排出水の汚染状態その他の必要な事項に関し報告を求めることができる。

(審議会)

第14条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、いわき市水道水源保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、水道水源の保護に関する重要な事項について、調査し、審議する。

3 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

4 委員は、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(罰則)

第16条 第6条又は第9条第1項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第17条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、

妨げ、若しくは忌避した者

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附則（平成9年3月31日いわき市条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附則（平成12年8月25日いわき市条例第90号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附則（平成13年11月29日いわき市条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。